

田利家に往て三百石を領し、子孫に世傳した。

イマムラマサノブ 今村正信 通稱傳兵衛。慶安四年前田利常に仕へ、祿四百五十石に及び、奥御納戸奉行・定番御番頭に任じ、寶永六年歿した。正信は桂村又は二榮堂と號し、平岩仙桂の門人であつた。正信の時、順庵・鳩巢と贈答するもの多いが、格調未だ高しとはせぬ。

イマムラマタノリ 今村復禮 通稱嘉平太、金澤の人。前田伊勢守の給人。關流の築學を石黒信由に學んだ。復禮が日下元太郎雄守と共に、享和元年に掲げた築學の額はもと卯辰山觀音堂に、享和三年のものは野町神明社に在つた。

イマキ 今井 戸田彌五左衛門の女で、母は前田慶次利太の娘であつた。初め利家の女眷香院に奉仕したが、その歿後光高の室清濤院夫人に歸して綱紀の幼少の時から之を介抱した。是を以て後に今井屋敷に置かれ、養子戸田朝貞に七百石を賜はつたのみならず、今井の死後には茶湯料三十石を戸田氏に附せられた。

イマキカンダユウ 今井勘太夫 祿七百石。大坂再役に従軍し、侍町にて敵首一を獲た。後にその直系今井半四郎は四百石を受けて居たが、寶永二年に斷絶し、同苗今井又太夫は百石を領してゐたが元祿元年に絶炊した。

イマキゲンシヨウ 今井元昌 諱は道好。江戸在住の外科醫であつた。明和元年十一月召出され、新知百五十石を受け、寛政五年歿した。子孫春庵・昌軒・元眞相襲いで藩の祿を受けた。

イマキサトイモツシ 今井才右衛門 初め越前に在つて丹羽越前守長秀に仕へ、次いで前田利長に召されて宇野平八の奥力となり、八王子の戦に負傷し、更に越中岩淵の喧嘩に平八の切腹を命ぜられた後、横山山城守長知に屬して祿二百石を受け、大聖寺の役に従ひ番戦した。

イマキサダユウ 今井左太夫 初めて前田利家に仕へ、千五百石を受け、後に大聖寺の役に従うて功を立て、又大坂の役には使番を勤め、子孫藩に世襲した。

イマキヤシキ 今井屋敷 金澤城外不明門の内、初めは篠原織部の第であつたが、寛文三年老女今井をこゝに居らしめたので此の遺説がある。

イマキヨエモン 今井與右衛門 初名木工。父は松平和泉守の臣今井數馬。木工元和中前田利常に仕へ、三百石から五百石に進み、貞享元年歿。子孫藩に世襲した。

イミツガハ 射水川 二册。越中高岡の俳人十丈著。元祿十四年七月序。跋は北枝。京井筒屋庄兵衛板。著者は元祿九年秋芭蕉の遺弟を尋ねて伊勢・京・難波に遊び、義仲寺に詣でたが、その途中に得た諸俳士の吟、及び加越能等地方人の句を集め、古翁の詠二章を巻頭に置いてこの集をなしたものである。

イミナミ 忌浪 ↓ユミナミ 弓波。イミナミゴウ 忌浪郷 江沼郡の古郷名。和名抄諸本に忌を忘に作るは誤である。古訓は由奈美だとする説と伊奈美だとする説とある。陸涼軒日録延徳二年十一月五日條に、雲門庵領加賀國忌浪郷が見える。イミナミシヨウ 忌浪庄 江沼郡に在つた。

波越紀田に、古昔日波村の邊を母波庄といつたとある。陸涼軒日録延徳二年二月二日の條に、『遺賀州佐野政所忌浪政所之狀二通書』之とある。政所は庄園の貢租を管理するものである。

イミナミジンジャ 忌浪神社 江沼郡弓波に鎮座する。續日本後紀に嘉祥二年十月庚寅奉授加賀國治浪神從五位下とある治浪は忌浪の誤であらう。式内等舊社記には、『忌浪神社。式内一座。忌浪村鎮座。今稱『總宮』。或云祭神倉稻魂神。忌浪村或爲『弓波村。』とし、神社殿録には忌浪を伊武奈美と訓むとある。里人の今之を穂の宮と稱するは、祭神倉稻魂神の徳を稱へたものであらうと江沼志稿に記して居る。又神社から東北往還の東にホウド石と稱へて、大き二米に一米五、高さ一米、穴の徑四五寸、深さ二〇寸の礎石があつたが、今移して當神社の境内に在る。これを世に打越勝光寺の舊址のものであるとするのは信じられぬ。平安朝の塔礎であらう。

イモジ 鑄物師 (一)山代鑄物師—江沼郡山代庄金屋には鑄物師があつて、一種の特權を有してゐた。至徳二年同郡菅生石部神社を造營するに當り、彼等に對して棟別錢を課せんとした時、鑄物師等先規によりて免除の特典を有するを理由とし、之を朝廷に訴へて、社家の催促を停止せしむべき勅諭を得、守護富樫昌家の同年四月三日之を執行した案文は、東寺百合文書に見える。

(二)中居鑄物師—鳳至郡中居にも鑄物師が居た。藤原明衡の新猿樂記に武藏鑄・能登鑄・河内鑄といひ、玄惠法師の隨訓往來に能登鑄と載せ、林逸節用集に能登多利鐵二鑄二大器二とあるが、能登の何處に鑄物師が居たか不明らかでない。鹿島郡永光寺の半鐘は文明四年のもので加能兩國に現存する最古の鐘であるが、その鑄造工人を書いてない。然るに天文十年の文書に中居釜屋村と記すものを見るに及んで、初めて當時已に中居に斯業の隆盛であつたことを知るべく、天文十五年彼等の鑄造した洪鐘は、現に飛騨國大野郡なる千光寺に傳へられ、永祿九年のものは能登國羽咋郡本光寺に存する。この中居の鑄物業に關する文書を輯録するものに、中居鑄物師由來記一卷があつて、天文廿二年二月御藏兵庫助久直の輿書を有するが、藩政期の撰なる如く、その中に收められた繪旨も、皆河内國丹南郡狹山郷内日置庄の鑄物師に賜はつたもので、中居鑄物師と何の關係もない。蓋し鑄物師を業とする者が、河内より出て諸國に散在したとするは、全國共通の口碑で、彼等は叙爵の爲に御藏氏の執達を得、隨つて御藏氏の家傳を移して自家の經歷なる如く稱するに過ぎぬ。

中居鑄物師も初は内浦村沖崎に居たといふから、固より土著の鑄物師であらう。しかし彼等が御藏氏の管轄に屬した後に於いて、恒例に隨ひ即位の御祝儀を上つたことは勿論で、現に永祿四年の領收書を有する。こは中居鑄物師が、正親町天皇の即位を賀する爲、御藏氏を介して鳥目を禁廷に上り、又別に仁平中河内鑄物師が金燈籠を上つて、主上御惱平癒の功を奏した吉例により、金燈籠の料足を獻納したに因るものである。當時中居の鑄鐵業大に繁盛に赴き、永祿から元和に至る間に、鑄物師として御藏氏の登錄を得た者のみでも、四十人を數へた。能登名跡志に、『初は

とあるが、能登の何處に鑄物師が居たか不明らかでない。鹿島郡永光寺の半鐘は文明四年のもので加能兩國に現存する最古の鐘であるが、その鑄造工人を書いてない。然るに天文十年の文書に中居釜屋村と記すものを見るに及んで、初めて當時已に中居に斯業の隆盛であつたことを知るべく、天文十五年彼等の鑄造した洪鐘は、現に飛騨國大野郡なる千光寺に傳へられ、永祿九年のものは能登國羽咋郡本光寺に存する。この中居の鑄物業に關する文書を輯録するものに、中居鑄物師由來記一卷があつて、天文廿二年二月御藏兵庫助久直の輿書を有するが、藩政期の撰なる如く、その中に收められた繪旨も、皆河内國丹南郡狹山郷内日置庄の鑄物師に賜はつたもので、中居鑄物師と何の關係もない。蓋し鑄物師を業とする者が、河内より出て諸國に散在したとするは、全國共通の口碑で、彼等は叙爵の爲に御藏氏の執達を得、隨つて御藏氏の家傳を移して自家の經歷なる如く稱するに過ぎぬ。

イマ—イモ